

## 令和 2 年泉北水道企業団議会第 2 回定例会会議録

令和 2 年 11 月 2 日（月）午前 10 時 泉北水道企業団議会第 2 回定例会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番 村 岡 均	2 番 中 村 与志子
3 番 高 橋 登	5 番 堀 口 陽 一
6 番 田 立 恵 子	7 番 末 下 広 幸
8 番 森 久 往	9 番 遠 藤 隆 志
10 番 松 本 利 裕	11 番 関 戸 繁 樹
12 番 木 戸 晃	13 番 山 敷 恵
14 番 印 丸 裕 久	15 番 寺 島 誠
16 番 森 博 英	

1. 欠席議員は次のとおりである。

なし

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 選 挙 第 3 号	議会議長選挙について
日程第 5 議 会 議 案 第 5 号	議会常任委員会委員並びに委員長の選任について
日程第 6 報 告 第 1 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について
日程第 7 監 査 報 告 第 9 号	例月出納検査の結果について（5 月分）
日程第 8 監 査 報 告 第 10 号	例月出納検査の結果について（6 月分）
日程第 9 監 査 報 告 第 11 号	例月出納検査の結果について（7 月分）
日程第 10 監 査 報 告 第 12 号	例月出納検査の結果について（8 月分）
日程第 11 議 案 第 5 号	令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 12 議 案 第 6 号	令和 2 年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）について

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	藤原 一樹
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長	近藤 康博	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜
泉北水道企業団 庶務課長補佐 兼庶務係長	岩田 伴江		

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長	中川 尚
--------------------	-------	--------------------	------

令和2年11月2日（月）午前10時開会

○副議長（木戸晃君） おはようございます。

たいへん長らくお待たせいたしました。

本日は、公私何かと御多忙のところ、本会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

議長が欠員のため、しばらくの間、私が議長職を務めさせていただきます。それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたさせます。

はい、事務局。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

御報告申し上げます。ただいまの議員数は全員出席の15名でございます。以上でございます。

○副議長（木戸晃君） ただいまの御報告のとおり出席議員15名をもちまして、会議が成立しておりますので、これより令和2年泉北水道企業団議会第2回定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、辻企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。

○企業長（辻宏康君） 皆様おはようございます。

令和2年泉北水道企業団議会第2回定例会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年泉北水道企業団第2回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、任期満了に伴い、去る9月13日の和泉市議会議員選挙において、見事当選されました皆様方に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

また、このたび、当企業団の派遣議員としてお迎えすることになりました議員の皆様方につきましては、敬意をもって御歓迎を申し上げます。

本日の定例会に御提案申し上げております諸議案につきましては、議会役員の改選の件及び資金不足比率の報告並びに例月出納検査の結果報告、そして令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

何とぞ、慎重御審議をいただき、原案どおり御決定御承認を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○副議長（木戸晃君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（木戸晃君） 異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議席の指定をいたしたいと存じますが、これに先立ちまして、今回、新たに和泉市から派遣されました方々がおられますので、ここで簡単に全員の自己紹介をお願いいたします。

（全員自己紹介する）

○副議長（木戸晃君） 自己紹介が終わりました。

それでは議事に入りたいと思います。日程第1議席の指定についてでございますが、従来からの慣例によりまして、私から指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（木戸晃君） 異議なしのお声がございますので、私より御指名いたします。

7番、末下広幸議員、8番、森久往議員、9番、遠藤隆志議員、10番、松本利裕議員、11番、関戸繁樹議員、以上のおり定めさせていただきます。

次に、日程第2会議録署名議員の指名につきまして、会議規則第102条の規定により、本日の会議録署名議員を私より指名いたします。

16番、森博英議員、1番、村岡均議員、以上の御両名をお願いいたします。

続きまして、日程第3会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（木戸晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定いたしました。

次に、日程第4選挙第3号、議会議長選挙についてを議題といたします。

本件は、議会議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。つきましては、従来からの慣例によりまして、地方自治法第118条

第2項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますがこれに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(木戸晃君) 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

7番、末下広幸議員を御指名いたします。

お諮りいたします。末下広幸議員を議会議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(木戸晃君) 異議なしと認め、ただいま御指名いたしました末下広幸議員が議会議長に当選されました。末下広幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、議会議長に当選されました末下広幸議員に就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○議長(末下広幸君) 貴重な時間をいただきまして一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、本企業団の議会議長選挙におきまして、満場一致で御推挙いただき誠にありがとうございます。何分にも、浅学非才な私でございますが、皆様方の御支援、御協力をいただき、職務を全ういたしまして、円滑なる議会運営に全力を尽くす所存でございますので、今後ともどうかよろしく願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長(木戸晃君) 就任の挨拶が終わりました。

以上で私の職務は終了いたしました。皆様方の御協力を深く感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

(副議長と議長交代する)

○議長(末下広幸君) それでは引き続き議案審議に入ります。

日程第5議会議案第5号議会常任委員会委員並びに委員長の選任について議題といたします。

本件については、あらかじめ御内意をいただいておりますので、私よりご指名申し上げたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(末下広幸君) 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

総務委員会委員には7番、私、末下広幸、10番、松本利裕議員、11番、関戸繁樹議員、水利開発委員会委員には8番、森久往議員、9番、遠藤隆志議員、総務委員会委員長には、11番、関戸繁樹議員、以上のとおり選任することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長(末下広幸君)** 異議なしと認め、ただいま御指名申し上げましたとおり、それぞれ選任されました。

次に、日程第6報告第1号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について」を議題といたします。本件について理事者より報告をお願いいたします。

**○水道事業所長(高藤易元君)** 所長の高藤でございます。ただいま、議題となりました報告第1号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について」御説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和元年度泉北水道企業団資金不足比率の内容でございますが、報告第1号に記載のとおり水道事業会計につきましては資金不足が生じておりませんのでバー表示としております。

以上、簡単ではございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長(末下広幸君)** 報告が終わりました。本件について質疑はございませんか。

(なしの声あり)

**○議長(末下広幸君)** ないようでございますので、本件は以上をもって終結いたします。

続きまして、日程第7監査報告第9号例月出納検査の結果についてより、日程第10監査報告第12号例月出納検査の結果についての4議案はそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付を申し上げておりますとおり、令和2年5月分から令和2年8月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておることと存じますので、何か御質問等ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（末下広幸君） ないようでございますので、本件につきましては、これをおもちまして終わらせていただきます。

続きまして、日程第11議案第5号令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

それでは、理事者より提案理由の説明をお願いいたします。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただいま、議題となりました議案第5号、令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

まず、令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

決算書の7ページを御参照願います。

地方公営企業法第32条第2項に基づく令和元年度泉北水道企業団水道事業の利益の処分につきましては、当年度純利益から20分の1を下らない額140万円を利益積立金として積み立て、繰越利益剰余金を4億2,363万3,306円とするものでございます。

次に決算の認定についてでございます。13ページの令和元年度泉北水道企業団水道事業報告書をお願いいたします。

まず、総括事項イの財政状況でございますが、本年度の事業収益、3億2,851万4,256円に対し、事業費用、3億87万2,474円で、収支差引、2,764万1,782円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金、3億9,739万1,524円を合わせますと、当年度、未処分利益剰余金は4億2,503万3,306円となりました。

資本的収支につきましては収入はなく、支出が23万7,600円となり、全額不足額となりますが、過年度分損益勘定留保資金22万円と当年度分消費税資本的収支調整額1万7,600円をもって補てんいたしました。

次に、ロの送水状況でございますが、本年度の年間送水量は572万3,950m<sup>3</sup>で対前年度比では約9.9%の増量となりました。

それでは決算内容について御説明を申し上げます。

戻っていただきまして、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款、水道事業収益当初予算額3億5,650万9千円に対し、決算額は3億5,775万4,079円となり、予算額に対し124万5,079円の増となりました。

内訳といたしまして、第1項、営業収益で、決算額は3億5,660万3,612円、第2項、営業外収益で決算額は115万467円となっております。

次に2ページをお願いいたします。

支出では、第1款、水道事業費用当初予算額3億5,428万9千円に対し決算額は3億2,984万3,308円で不用額は2,444万5,692円となりました。

内訳といたしまして、第1項、営業費用では原水費、人件費、動力費、薬品費等の送水に係る費用として、決算額は3億1,828万2,408円、第2項、営業外費用では、消費税納付額として決算額は、1,156万900円、第3項、予備費につきましては、全額未執行となりました。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出でございます。

収入についてはございません。

支出では、第1款、資本的支出予算額合計2,035万円に対し、決算額は、23万7,600円で、不用額は2,011万2,400円となりました。その内訳といたしまして、第1項、建設改良費で、固定資産購入費として23万7,600円でございます。

以上が令和元年度決算の概要でございます。

なお、決算書4ページの損益計算書以降につきましては説明を省略させていただき、13ページ以降に決算附属書類等を添付いたしておりますので、御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御認定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（末下広幸君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**○13番（山敷恵君）** おはようございます、13番山敷でございます。

それでは決算について質問させていただきます。まず令和元年度については、思ったより水がたくさん供給できて、非常に思ったよりも多くの収入があげられた、ということに対しては本当に良い施設なのに、このたびの廃止はもったいないなと最初に感想を申し上げたいと思います。

12ページに資金期末残高というものがございまして、以前の御説明によりますと3億4627万4376円がこのたび計上されているわけでございますけれども、以前の決算審査の御答弁の中では、この中に職員退職時の準備金も含まれるという御答弁がありました。

現時点の退職給付引当金というのは、これが9ページに記載がございまして6821万6871円が引当金として計上されているんですが、このたび解散に伴ってですね、今9人いらっしゃるんですかね職員の方が、で15ページを見ると人数が書いてあるんですけれどもですね、合計で9名ということになっていて、私どもが各母市で頂いてる資料では8人分を、これからどう推移していくか考えるという資料があったんですけど何人分になるかも含めて御答弁いただきたいんですけども、これで足りるようには思えないんですけど退職金として、これはいかがなものなんでしょうか。

**○庶務課長補佐兼庶務係長（岩田伴江君）** 庶務課長補佐兼庶務係長の岩田でございます。

先ほど山敷議員さんから御質問ございました退職時の給付金、これが足りるかということと、現時点での職員数というお問い合わせだったと思うんですけど御答弁申し上げます。

現在、企業団の採用職員数は8名でございまして、うち再任用職員が1名でございます。よって7名の退職給付引当金が必要となります。

現時点での引当金では不足となりますので、2月の定例会で補正をおこな

う予定でございます。

なお、引当額については約1億3千万円となる見込みでございます。  
以上です。

**○13番（山敷恵君）** 今の御説明では7名分で足りない。

そうでしょうね、足りないということで2月の定例会で補正ということで、今年度予算での増額補正をされるということで、これは前年度決算なので、この時点では全く足りなかったということを伺いました。

それをですね7名の職員さんが各市に、これから協議して配属をされるということなんですけれども、それをそれぞれ自分の分ですね、算定されている現時点での、人それぞれ違うと思うんですけど、それを当該市に移していくという理解でいいということでしょうか。

**○庶務課長補佐兼庶務係長（岩田伴江君）** 庶務課長補佐兼庶務係長の岩田でございます。

御答弁申し上げます、そのように考えております。  
以上です。

**○13番（山敷恵君）** その根拠となる規定はどこにありますか。

**○庶務課長補佐兼庶務係長（岩田伴江君）** 庶務課長補佐兼庶務係長の岩田でございます。

そのような規定等はございませんが過去の事例から企業団においても同じ取り扱いをさせていただきたいと考えております。  
以上です。

**○13番（山敷恵君）** それは規定がなくてもそういうことが可能と言うか、過去の事例というのはどの事例なんですかね。

この企業団はここしかないわけで過去の事例はないんですけれども、どの事例から引いてきておられるのかをお伺いしていいですか。

**○庶務課長補佐兼庶務係長（岩田伴江君）** 庶務課長補佐兼庶務係長の岩田でございます。

過去の事例ということでございますが、平成19年に南大阪湾岸北部流域下水道組合の解散ですとか、あとは泉北環境整備施設組合の事業縮小に伴って職員が組合の構成市に身分移管の取扱いを受けました、という事例がございまして、それと同様の取扱いとさせていただきたいと考えております。

**○13番（山敷恵君）** わかりました、ありがとうございます。

この件に関しては了解いたしました。

次の質問なんですけれども、これは令和元年度決算なんですけれども、次の令和2年度審査について、打ち切り決算ということでこれは企業団が解散さ

れた後ということで、各市で上程されることになろうかとは思いますが、その決算が承認された後に最終的な財産の確定というか、按分方法ですね、それが決定されるのか、そのすべてを按分した後に令和2年度決算というのは、ようするに今年度中にすべてのことは按分した後に決算が出ることになるのか、今後の日程について、決算について伺えますでしょうか。

**○庶務課長（近藤康博君）** 庶務課長の近藤でございます。

御答弁申し上げます。決算の認定は各市での提案ということになります。決算と解散に伴う財産処分の按分についてでございますが、令和2年度の決算につきましては、通常どおりの業務となりますので令和元年度の決算同様、水道事業に関するもののみとなっております。

また、解散に伴う財産の処分の按分方法につきましては、関係市の議会にて議決をいただいております協議書内に記載されているとおりとなります。以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** その協議書なんですけど、関係市の協議で決まるとなっているのですが、企業団としてはそこにどのように関わられるのでしょうか。

**○庶務課長（近藤康博君）** 庶務課長の近藤でございます。

協議書に記載されております解散に伴う財産処分の関係市が協議をして、の部分でございますが、泉北水道企業団が関わることはございません。以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** 泉北水道企業団の財産についてなのに関わらないというのはどういうことなのかなと思うのですが、例えばですね泉北水道企業団が泉北水道協議会というものを持ってらっしゃるわけなんですけど、そこでは何も話はされないですか。

**○庶務課長（近藤康博君）** 庶務課長の近藤でございます。

解体撤去に関しまして、令和3年度以降の実施となりますので泉北水道企業団自体がございません。解体撤去等については、構成市の協議により進められることとなります。

**○13番（山敷恵君）** もう一回聞きますね、質問、事前に調整してたところには書いてなかったんですけども、追加で質問させていただいてるんですが、今、御答弁の中では関係市が協議をしてと協議書に書いてありますよねとおっしゃったので、でも企業団は関わらないとおっしゃったので企業団の財産のことなので関わらないのはどうしてなのですかという質問の中でですね、泉北水道協議会というものをお持ちじゃないですか、そこでの協議はなさらないのですかという質問をさせていただきました。

○庶務課長（近藤康博君） 庶務課長の近藤でございます。

協議書自体が4月1日以降のことを記載しておりますので、そこで泉北水道企業団は存在しませんので関わることはございません。

○13番（山敷恵君） 4月1日以降のことじゃなくてですね、今年度中にも何か進めていかれるわけじゃないですか、後ほどにもいろいろ質問するんですけど、そこに企業団が関わられると思うんですけど、関わりますよね、御自身のところの財産処分なので、関わらないということはないと思うんですね、そこで、協議をされる場としては泉北水道協議会というものをお持ちなので、今年度中の協議、財産処分をどうしていくかという協議については、この協議会の方でされますかという質問をしています。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

泉北水道協議会というのがございまして、今まで解散についていろいろと検討協議をしましてまいりました。

今後、令和3年3月31日までは協議会がございまして、その場を含めて3市と協議を行っていくというふうに思っております。

ただ内容的な部分につきまして判断していくというのは3市という形になっていくというような形で考えておりますので、以上でございます。

（答弁調整をなささいという声あり）

○議長（末下広幸君） 暫時休憩いたします。

~~~~~

○議長（末下広幸君） 再開いたします。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

今年度中につきましては協議会で検討協議を行ってまいりますが、4月以降につきましては泉北水道企業団がなくなりますので、泉北水道が入って協議するということとはございません。

○13番（山敷恵君） 2つ質問します、1つは、それでは今年度中は泉北水道協議会での協議がなされているということでしたので、例えばこのたび、各市の議会に提案されましたですね、泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議書、これの案というのが出されたわけですが、これは、泉北水道協議会にて策定されたということでしょうか。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

協議書につきましては、協議会で作成をいたしました。

**○13番（山敷恵君）** わかりました、協議会で策定されたと。それと今後、4月1日以降解散して協議会も一緒になくなるので協議体がなくなるんだという御答弁だったんですけども、新たな協議体が作られるかどうかについて、今御存じ若しくは決定している事項がありましたら教えてください。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。  
新たな協議体については、今後検討していく中で確定しておりませんのでよろしく願いいたします。未定でございます。

**○13番（山敷恵君）** 未定やったらものすごく困ると思うんですけども、未定ではないんじゃないんですかね、これ明らかに道筋が示されている事柄でございますので解散、若しくはいろんなことが和泉市に承継していただくんですけども、それ以降についても、もし財産の不足分が生じた場合は各市で負担していくとかね、そういうことが既に決められているわけでございますので、それが4月1日以降どのような組織体、協議体でなされていくかということが未定ということは、ちょっとないんじゃないかというふうに、それは非常に不誠実な御答弁じゃないんですかと思うんですけども、決まっていないうことはないと思います。

例えば3市の事務方のトップでお話し合いになるとかね、そういうことは決められているはずだと思うんですけど、それすら決まっていないうことなんでしょうか。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。  
具体的な方法、方策につきましては、現在未定ということでよろしく願いいたします。

**○13番（山敷恵君）** これは何回聞いても一緒のお答えのようですけど、ちょっと承服しかねる部分があるということをお願いしておきたいと思います。各市の市民にとっても非常に大きなことになってこようかと思いますが、財産処分がどうなっていくかということに関してはですね、それを現時点でおっしゃっていただけないというのはいかがかだと思います。

それと、最後この件に関しては、除却がこれから発生するわけでございますけれども、いろんな施設のですね、これはかなりお金がかかるということが、私どもがいただいている、各市でいただいている財産処分の概要についても、除却、解体撤去で4億6千万円ですかね、今概算としては出ているということでございます。

これについて以前より申し上げておりましたが、施設整備計画を作っておりましたら除却に関しての起債などができるという国の仕組みがございましたが、何度申し上げても、この施設整備計画を作られなかったというのが現状でございますけれども、これについて、それによって起債が制限されるのではないかという危惧を持っておりますがいかがでしょうか。

○庶務課長（近藤康博君） 庶務課長の近藤でございます。

解体撤去に関しまして、令和3年度以降の実施となりますが、泉北水道企業団自体がございませんので、解体撤去等については、構成市の協議により、進められることとなります。以上でございます。

○13番（山敷恵君） 質問は起債についてだったんですけども、そちらについてはいかがでしょうか。

○庶務課長（近藤康博君） 庶務課長の近藤でございます。

解体自体、令和3年度以降となりますので、泉北水道企業団が関与することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○13番（山敷恵君） ちょっと語尾が聞き取れなかったんですけども、解体自体が来年度以降になるのではという御説明だったかと思えますけれども、泉北水道企業団で起債というのはもともとできないんですよ、一部事務組合なのでね、その辺りについての取り組みはどう、施設整備計画を立てなかったことの影響はどうかということを知りたいんですけども、そこについては答えはいただけなかったんですけども、非常にそれについては残念に思っております。

それでは、決算の次の質問に行かせていただきます。

25ページにですね、固定資産明細書というのがあるんですけど、これを拝見いたしますとですね、令和元年度の構築物の減少額というのが1,200万円あまりあるわけでございますけれども、これは何を減少されたのかについてをお答えをお願いいたします。

○水道事業所次長（中川尚君） 次長の中川でございます。

令和元年度構築物減少額12,018,575円につきましては、昭和37年と昭和39年に設置されました取水設備の除却によるものでございます。

以上でございます。

○13番（山敷恵君） ここに除却、構築物の減少があったので、少し気になって、前年度、前々年度の固定資産明細書を拝見いたしますとですね、平成28年度に建物増加額として26,632,400円というのが、この台帳に計上されていたんですね、そのあと29年度に今度は建物減少額として20,685,505円が計上されてます。

だから2年度にわたって2,600万増えて、次が2,000万減ってるということが起こっていたんですけど、これはそれぞれどういうことだったんでしょうか。

○水道事業所次長（中川尚君） 次長の中川でございます。

平成28年度建物増加額26,632,400円につきましては、ポンプ運転管理棟の改修工事によるものでございます。

平成29年度の建物減少額20,685,505円はポンプ運転管理棟の除却によるものでございます。以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** ということはたった4年前に、だいたい2,700万円使って改修したんですよねポンプ運転管理棟を、これ結構、だから今まだピカピカのまま残っているということかと思うんですけども、この4年前の2,700万で改修したポンプ運転管理棟も3月末で使用を終了して取り壊しになるということなのかということは非常にもったいないなと思うんですけども、それはそういう理解で、もう仕方がないということで理解しておけばいいのでしょうか。

**○水道事業所次長（中川尚君）** 次長の中川でございます。  
泉北水道企業団が廃止になりますので、撤去するという形になると思います。以上です。

**○13番（山敷恵君）** 非常にもったいないなと思います。  
それと、もう1つです。  
土地です、土地については年度当初の現在高ということで、110,565,245円ということで、金額ですよね、金額が示されているんですけども、これは協議書に按分率が出てて、例えば高石市でしたら100分の30を帰属させるというふうになっているんですけど、この固定資産明細書に書いてある金額のまま按分ということになるのでしょうか。

**○水道事業所次長（中川尚君）** 次長の中川でございます。  
按分は帳簿価格の110,565,245円が適用されます。以上です。

**○13番（山敷恵君）** この金額って、ものすごい安いんですよ。  
平米数が、頂いた資料によると公簿面積で38,980.21平米あるんですよね、だから、これもものすごい安い帳簿価格なんですけど、これはいったい、いつ算定された価格なんですか。

**○水道事業所次長（中川尚君）** 次長の中川でございます。  
昭和37年、昭和38年に購入したものでございます。

**○13番（山敷恵君）** それをそのままですね、帰属させるといわれても非常に困るわけなんですけども、これは新たに土地の鑑定評価、これを分けると言いますか、帰属ですね、登記先を変えるんですよね、登記割合を示されて、泉大津市が38.4、和泉市が31.6、高石市が30.0ということで登記割合が示されているんですけども、この登記をするにあたって、これは新たに土地の鑑定評価を行う必要が、私はあると思うんですけどもそれはされないのでしょうか。

○水道事業所次長（中川尚君） 次長の中川でございます。

土地の現在鑑定額を算定するには地積を測量する必要がありますので現時点では評価額110,565,245円が適用されるということです。

○13番（山敷恵君） 測量する必要があるので現時点ではこれで行くというのは全然理由になってないんですけど、測量しはったら良いと思うし、する必要あると思うんです。

これはだって3市でこの按分率で登記割合を変えていくわけなので、測量されて鑑定評価を行ったうえで按分するというのは、それはもう適切な財産処分の方法じゃないですか、3市の市民に対するきっちりとした按分というのを説明するには、それが私は絶対欠かせないことだと思っんですけども、いかがですか。

○議長（末下広幸君） 暫時休憩いたします。

~~~~~

○議長（末下広幸君） 再開いたします。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

土地の評価ということなんですけども、今ある用地を再度利用するとかそういうところがございませんので、今現状の帳簿価格で按分率によって共有名義にするということについては問題ないものと考えております。以上です。

○13番（山敷恵君） 用地利用がないので測量しないということですか、用地利用があるとかないとかいうのはわからないじゃないですか。

でっ、例えばですね私が心配しているのはですね、この1億1千万、高石のこと言っって申し訳ないんですけども、1億1千万、1億としてですね、3千万を高石市がもらって、全部その権利が放棄するというようなことになってしまうことを心配してるんですよ。

なので、ちゃんと適切な評価額で出していただいて、それを按分するというのが、用地の利用があるとかないとかいう理由ではなくて按分して登記を変えるんですから、普通は登記を変えるときっていうのは測量もされるし、お金かかるのわかるんですよ、お金かかるのわかるんですけども、測量して鑑定して評価というので、それで土地って変えるじゃないですか標記って、民間の売買ですからね、そういうことをちゃんと適用されないといけないんじゃないんですか、っていうことを伺ってるんですけど。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

先ほど御答弁させていただきましたように売却等具体的な使用が決定していないということでございますので、実測までして3市で共有ではなく、帳簿価格で3市で共有するという形で問題ないというふうに考えております。以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** そしたらこれは土地利用の話が出てきたときに、改めて3市で話し合ってますね、きっちり鑑定をして現在の評価額で処分するということになるってことですね、今は権利保有だけに留まっていて、例えば現金に換えて売却とか、この価格ですということではなくて、本当に土地利用の話が出てきたときにきっちり鑑定はされるという理解でいいんですか。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。  
そういうふうに考えております。以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** これは3市での共有ということによろしいんですか。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。  
按分率に応じまして共有で所有することになります。  
以上でございます。

**○13番（山敷恵君）** 現時点で用地の利用が確定していないので現在のままで按分率によって登記をしていって3市で共有をするということを1つ確認をさせていただきます。

それと、権利保有に留まるんだということ、これから処分として現金化されたりするものではないということと、あとは用地の利用が明らかに、これが売却に供するんだというようなことが起こった時には改めて測量を鑑定評価というのが行われて、そのきっちり鑑定した評価額で3市がもう一度、この登記割合に応じて何らかの処置がされるというふうに、ここはお約束をしていただけるということを確認をいたしました、私といたしましてはですね

**○副企業長（阪口伸六君）** 高石市の立場でおっしゃっておられるので、副企業長の立場でございますが私から答えますけども、泉北水道企業団はあくまで、最終、解散、決算と申しますか、その手続きをするだけでありまして、それ以降は当然、いろんな解体も含めて構成市の中で話し合いをしながら、できるだけ市民に負担がかからないように、最少の経費と申しますか、そういったことで進めていくわけです。

当然、有効に活用していく、またそういう収入に充てられるものがあれば、考えてですねやっていくことになろうかと思えます。

もちろん、この土地というのは一団の土地じゃないと私は記憶してまして、例えば池の中にあるような土地もあるわけですから、それがすべてですね、議員がおっしゃるように、なんかそのお金になるような考え方はちょっといかがなものかなと思うわけでありまして。

いずれにしても、我々はそういう、その後の作業につきましては構成市の議会の方できちんとお話を申し上げて、もちろん、まず3市で協議させていただいた上でですよ、まとまったものを、また議員の皆様方にお示しを

させていただいて進めてまいりますので、答弁の辺のところは御理解をいただきたい。

泉北水道の方ではお答えできないところが、可哀そうなところがありますので申し上げますけれども、よろしく願いいたします。

**○13番（山敷恵君）** おっしゃっている意味が全くわからなかったんですけども、高石のことを言ってるからおっしゃったんですけど例示をただけであって、別に高石のことを申し上げてるわけではございません。泉北水道企業団の議員として申し上げているので、そこは誤解のないようお願いいたします。

それとですね、手続きをするだけだとか、市民負担がかからないようにと、今、副管理者がおっしゃったんですけども、私もまさしく、その点でございまして、市民負担がかからないようにということは適切にですね、この企業団というのは特別地方公共団体として、しっかり法定された団体でございまして、地方公共団体ですので、関係市の市民としての利害関係というのはしっかりと考えなければならない団体なわけでございます、解散まで。

なので、市民負担がかからないように、まさしくそのとおりでございまして、そのためにもしっかりと時価で評価する必要があるんじゃないかという趣旨で質問をさせていただきました。

私の理解では土地利用の計画がないので、このままの保有率で共有をするんだということで、これが土地利用のことが出てきたときにはしっかりと、測量、鑑定、評価をしてくださるんだ、というふうに理解をいたしましたので、この時点ではそれで仕方がないのかなと思いますけど、私はやはり、この時点でのしっかりとした評価が必要であったのではないかということ意見を最後に申し上げまして質問を終わります。

**○議長（末下広幸君）** 他にございませんか。

**○3番（高橋登君）** 泉大津から派遣されております高橋でございます。

質問と言いましょうか、提案にもなるんですけど、あと1点補正予算の部分が残っておりますんですけど、ここで提案を含めて御意見を述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、今山敷議員の方からも質問がございました財産処分の件にもかかわる話でございます。

実は10月の30日に和泉市議会におきまして企業団の解散と財産処分の件についても、3市の最後の議決として可決をされたというふうに聞き及んでおります。

本市、泉大津市におきましても第3回の定例会、この最終日でありました9月の28日に泉北水道企業団の解散と財産処分に関する協議の件が提案をされ、即、総務都市常任委員会に付託審議になったという経緯がございます。

10月7日の総務都市委員会の議決におきましては、この案件につきましては賛成少数ということで否決をされたということがございました。

さらに10月15日の臨時会での議決に関しましては、賛成が反対を1票上回

るということで、この議案につきましては可決をされたという経緯がございます。

この本市での議会の議論でも一番議論になりましたのが災害時の二次水源の重要性につきましては、この議案に賛成をした議員の中からも多くの意見が出されております。

特に本市の南出市長におきましても臨時会の最終日に閉会にあたって災害時の安全保障である水の確保、いわゆる二次水源の重要性の訴えをいただいております。

そういった意味ではこの二次水源の部分について今後も研究をしていきたい。また、議員からも積極的な提案をしていただきたいというふうに、この二次水源の重要性を御認識をいただいておりますものというふうに思っております。

今回、泉北水道企業団が解散をされるのが、この3市の議決においてです。ね決定をされるこの中におきまして信太山浄水場の浄水機能をですね、なんとか災害時の二次水源確保に限定をして活用はできないかと私は考えておりました、ぜひ御検討をいただきたいということでもあります。

和泉市におきましては御承知のように和田浄水場、あるいは父鬼の簡易水道等々もございまして自己水源の確保ができておるといふふうに思っております。

本市におきましては、特に一次水源であります広域水道企業団、この水源1本で災害時の対応ができるのかどうか、ということが議論になっておりました、今後南海トラフ地震も含めてですね災害時に対応できる水源を確保していく必要があるんじゃないかと、議会の中でもかなり議論がされてきた部分であります。

先ほどの山敷議員の財産処分の問題もあるというふうに思うんですけれども、その部分について限定をして信太山浄水場の浄水機能を活用していくということも、本市としてはかなり大きな課題になってくるのではないかと、いうふうには思うんですけれども、ぜひ御検討をいただきたい、研究をいただきたいというふうに思うんですけれども、できましたら副企業長である南出市長の方からですね、その辺を含めて先日の議会の中でも、積極的な提案もお願いをしたいということも伺っております、そういう点から御見解を聞かせていただきたい、検討なんてしないよというようなレベルの話なのかどうかということも含めてですね、ぜひ考え方をお聞かせいただきたいという質問であります。ひとつよろしくお願いをしたい。

ぜひ、市長の方から、せつかくの間、見解を伺いましたのでぜひ考え方、ひとつお願いできますか、よろしくお願いをいたします。

**○副企業長（南出賢一君）** 副企業長の南出でございます。

今、高橋議員から質問がございましたけれども、今回解散ということですので、もう走り出してるわけでございます。この後の財産処分についても、当然構成市で検討していくことになるんですけれども、できるだけ負担のかからないような方法で処分していくということではあるわけですが、母市とい

たしましては、当然二次水源というよりは災害時の対策ということで重層的な対策を講じていくということで議員の皆さんには御配慮下さいと言ってきましたが、その考え方に変わりはありません。

ただ、ここの活用については、そうそう簡単にできるものではございませんし具体的に実現の可能性があつて3市にも負担がかからず皆がハッピーになるような具体的な実現プランがあつたら良いでしょうけども、それが無い限りは、かなり可能性は難しいんじゃないかなというふうには考えています。

**○3番（高橋登君）** はい、ありがとうございます。

実現の可能性がないのかどうかという部分でぜひ研究をお願いをしたいというふうに思いますし、これは財産処分にかかわる話でもありますし、先ほどの御答弁で言いました、当然土地等については共有にしていくんだというお話もございました。そういった意味では3市の御協力を得ながらぜひ研究をすることは、私は大切だというふうに思ひまして、本当に今、市長がおっしゃっていただいたように可能性がないものなのか、改めて市民の負担が増えるものなのかどうかということも含めてですね、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思うんです。

これはどういうふうに、一応、今570万tのですね、年間の送水量があるわけでありまして、少なくとも災害時の二次水源ということに限定をすれば大幅にその水量を限定をしてですね、この機能を活用しながらですね、私は必ずしも実現性のない話ではないというふうに思っておるんですけども、そのプランを、そしたら出してくださいよ、という話になるのであれば我々も考えたいというふうに思うんですけども、企業長、副企業長の中でそういう方向性も検討してみようという気持ちがなかったら、こういう部分についての検討も無意味になるのだということで質問をさせていただいたわけでありまして、そういった意味では私が今御提案をさせていただいた部分も含めてぜひ検討をしていただきたいということを改めて要望、要請をしておきたいというふうに思います。

阪口副企業長、首をしきりに振っておりますけれども、答弁を求めているのではないです。

よろしく御検討をお願いをしたいというふうに思います。質問を終わります。

**○議長（末下広幸君）** 他にございませんか。

**○2番（中村与志子君）** 令和元年度泉北水道企業団水道事業会計決算に関連して質問いたします。

令和3年3月31日をもって泉北水道企業団の解散が決まりましたが、令和2年度の決算はどこが、どのタイミングで行うのか確認の意味も込めて伺います。お願いします。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

令和2年度泉北水道企業団水道事業会計決算につきましては解散の日をもってこれを打ち切り、構成市の協議に基づき決算を行うものでありますのでよろしく願いいたします。以上です。

○2番（中村与志子君） それでは、構成市の協議の内容とはどのようなものになるのか、また3市の新たな会議体が設置されるのかお聞かせください。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

構成市の協議とは決算を行う団体については事務承継市の和泉市が打ち切り決算を行い泉大津市及び高石市に送付し同様の決算を行うこととなります。以上でございます。

○2番（中村与志子君） 協議の内容を、今後協議書が示されておりますがその協議の詳細な内容が新たにあるのかというところの部分と、そして3市が協議していく会議体は作られるのかお聞かせいただけますか。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

協議の内容等詳細につきましては、現在まだ確定しておりませんので、今後協議していくという形になります。以上でございます。

○2番（中村与志子君） 協議体の設置はされるのですか。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

協議体につきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、今年度末までは泉北水道協議会という場がございますので、そこで協議を進めていくという形で、その後については、まだ具体的な部分が確定しておりませんのでよろしく願いいたします。

○2番（中村与志子君） では、今3市の市長も同席される会議というのは、この泉北水道企業団の議会でしか、3市の市長が揃われた会議があることはないと思いますので、この場で伺いたいと思っています。

では、今後3市がこの内容の協議をどうしていくのか、また費用負担が増えて財源が不足となった場合は改めて議会の議決を得ることになるのかをお聞かせいただけますか。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

泉北水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、今後は3市で進めていくこととなります。また財源が不足した場合につきましては協議書にあります割合で負担することとなります。

改めて泉北水道の議会に提案することはございません。以上でございます。

○2番(中村与志子君) もう何度も同じことを聞いても答えが出てこないと思うのでその件に関してはもう質問しませんが、泉北水道企業団の財産処分について、財産処分の中で協議案を示された中の詳細な内容について、泉北水道企業団議会にいつ頃お示しいただけるのか、また信太山浄水場の施設の敷地のほとんどが国有地で解散後については施設をすべて撤去して、そしてすべての国有地を返還するのか確認の意味を込めて、もう一度お聞かせ願えますか。

○水道事業所次長(山口和久君) 次長の山口でございます。

解散に伴う財産処分は今後は3市で協議を進め構成市の議会での取り扱いとなります。泉北水道議会において、お諮りするものではございませんのでよろしくお願いたします。以上です。

○2番(中村与志子君) 市民から、この土地はその後どうなるのかということをよく聞かれるんです。

そのことは議員としても説明するときには知っておく必要があると思ってるんです。すべての国有地は返還するのかをもう一度お聞かせいただけますか。

○水道事業所長(高藤易元君) 所長の高藤でございます。

泉北水道用地の国有地につきましては施設を撤去した後、国に返還するというような形で考えております。以上でございます。

○2番(中村与志子君) ありがとうございます確認できてよかったです。

次の質問なんですけど、やはり今後の処分の内容を3市の協議で行っていくということなんですけど、現在、泉大津市の財産処分負担金は約1億円と伺っております、この金額が妥当かどうか、今後3市の議会で諮る必要があると考えておりますが、どのような流れになるかこの場で確認させていただきますか、よろしくお願いたします。

○水道事業所次長(山口和久君) 次長の山口でございます。

泉大津市、和泉市及び高石市で議決をいただきました泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議の協議書内に当該費用に充てる財源が不足する時は関係市が次に掲げる割合で負担するものとなります、よって今後、それぞれの構成市において対応していただくこととなりますのでよろしくお願いたします。以上です。

○2番(中村与志子君) はい、ありがとうございます。

では、今まで示されている協議案の内容が、さらにどういったものになるのか、詳細な部分というのは、やはり市民も知りたいところですので、その協議結果の内容は、いつ頃示されるのか、そのタイムスケジュールというものは教えていただきたいと思います。お聞かせいただけますか。

新たに詳細な内容の協議書は出てくるのかを含めて。

(答弁調整という声あり)

○議長（末下広幸君） 暫時休憩いたします。

~~~~~

○議長（末下広幸君） 再開します。

○水道事業所長（高藤易元君） 所長の高藤でございます。

ただいまの御質問でございますが、協議書に基づく協議については進めてまいりますが、財産処分ということで、現在解体費等の大まかな費用は出ておりますが、今後、実施設計等を進めて、4月以降やっていかなければならないという部分がございますのでその部分も含めて、タイミング的にはそれが整った時点でそれぞれに3市の議会で報告していただけるというような形になると思いますのでよろしくお願いいたします。

○2番（中村与志子君） 同じ質問ばかりはあれなので、もう要望させていただきます。

3市の市長が一堂に会する議会が、今議会しかないの、この泉北水道企業団の議会しかないの、あと1回しかないんですよ、もう臨時議会も開かれないというの聞いておりますので、詳細な内容は協議後速やかに3市の議員にお知らせ下さい。

そして、水作りは市民の関心が高いところでありまして、質問もたくさんいただいております。だから市民に説明する責任がありますので、企業団解散前の2月議会までに協議内容がもしも、何か進展するようなことがあったりすれば、この泉北水道企業団の2月議会までにお示しいただけるようによろしくお願いいたします。終わります。

○議長（末下広幸君） 他にございませんか。

○5番（堀口陽一君） 2点質問させていただきます。

まず1点目が確認なんですけども、現在国有地の借り入れですね、これは無償なのかについてお示してください。

2点目なんですけども、先ほど山敷議員の答弁の中で、ちょっとこれは確認なんですけども、土地の割合ですね財産処分、解体撤去で4億6千万円かかるということですよ、でっ土地が1億強ということで、保有割合ですね、権利の保有が38.4%、31.6%、30%という形になってるんですけども、これは1億強という37年前の簿価のままです、この割合処分されますと大変なことになりますので、その場合においては、先ほどの中でもお示しございましたけども、もしも処分をきっちりするという、例えば金額でね、処分す

る場合はしっかりと測量して用地確定するのか、今現在、測量して用地確定すると莫大な費用になりますので、これは私も望んでおりませんが、もしも財産処分という形での土地の処分となった場合はそういうこともしっかりと示していただけますのか、この2点についてお示してください。

○**庶務課長（近藤康博君）** 庶務課長の近藤でございます。

国有地につきましては、一部有償、一部無償となっております。以上でございます。

○**水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。

土地の測量等につきましては、現在、先ほど阪口副企業長がおっしゃられましたように、池の底の土地や谷のような所を含めてございますので、その辺も含めて、今の現状では簿価という形なんですけれども、何か処分が決まった時点では、やはり測量等行って、しかるべき手続き行ってまいります

（答弁調整という声あり）

○**議長（末下広幸君）** 暫時休憩いたします。

~~~~~

○**議長（末下広幸君）** 再開いたします。

○**水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。

今の時点では予定はございませんが、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

○**5番（堀口陽一君）** 2点の質問に答弁いただきました。

まず1点目についてはですね国有地の借り入れの分ですね、大半無償で一部有償というふうに聞きました。これについては微々たる金額で借入できている国有地ですので有効活用できるものであれば有効活用というふうに思います。これは後ほど意見の中で述べますけれども、そして2点目の件なんですけれども、これは簿価がですね昭和37年かな、そういったところでの簿価ですので、やはりきっちりと財産の権利保有という形で進めていただいて、有事の際、何か処分とかそういう場合はちゃんと測量してですね金額の確定をしていただきたいというふうに、これも意見、要望させていただきます。

そして最後に要望の部分でですね、先ほど南出副企業長の答弁ございましたけれども、泉北水道企業団はですね特に泉大津市と高石市にとっては重要な二次水源でですね災害時の自己水の確保の部分ではですね本当に貴重な部分です。

今はですね、政治の中でですね想定外は通用しない、想定外は理由にできないという社会情勢になっておりますのでね、もしも、今は公営企業で更新

するにあたっては莫大な費用がかかるので、やむを得ない部分がございますが、もしも民間企業でですね運営するというようなですねところがございましたら積極的に対応していただきたいというふうに思います。以上でございます。

**○議長（末下広幸君）** 他にございませんか。

(なしの声あり)

**○議長（末下広幸君）** 他にないようでございますので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論のある方は挙手願います。

(挙手するものなし)

**○議長（末下広幸君）** 討論なしと認め討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。日程第11議案第5号令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長（末下広幸君）** 異議なしと認め、日程第11議案第5号令和元年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については議案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、日程第12議案第6号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。

**○水道事業所長議長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。

ただいま、御上程いただきました議案第6号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由につきましては、今年度上半期において光明池原水でろ過閉塞を起こす植物プランクトンの増殖や色度の上昇等が頻発したことにより送水量が大幅に減少しました。また、7月の豪雨による土砂崩れで光明池頭首工が埋まり、槇尾川からの取水ができない状況となったことで、貯水量が大幅に減少し原水の水質が悪化したため、送水量の減量を行ったこと等により当初の計画水量を大きく下回る状況となったものであります。

今後、光明池の貯水量の回復と水質の改善を見越しても当初の計画水量まで回復する見通しが立たないことから、年間給水量を減量するものでございます。

それでは、補正予算書に基づきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第2条で業務の予定量について、第2条中の年間総給水量570万 $\text{m}^3$ を500万 $\text{m}^3$ に、一日平均給水量15,617 $\text{m}^3$ を13,699 $\text{m}^3$ に改めるものでございます。

次に、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を、収入の第1款、水道事業収益3億5,976万9千円を3億1,572万5千円に改めるものでございます。その内訳といたしまして、第1項、営業収益3億5,864万4千円から4,404万4千円を減額いたしまして、3億1,460万円に改めるものでございます。

次に、支出では、第1款、水道事業費用3億5,715万7千円を3億4,422万7千円に改めるものでございます。その内訳といたしまして、第1項、営業費用3億4,672万5千円から981万8千円を減額いたしまして、3億3,690万7千円に、第2項、営業外費用1,033万2千円から311万2千円を減額いたしまして722万円に改めるものでございます。

以上が令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容でございます。

なお、これらの詳細につきましては2ページ以降に掲載しておりますので、御参照賜り、よろしく御審議のうえ、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（末下広幸君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**○13番（山敷恵君）** 補正予算の質問をさせていただきます。

今の御説明の中にはなかったんですけども、以前伺うところによりますとですね、企業団廃止に伴って用水供給事業も当然廃止されるわけなんですけども、給水をフェイドアウトさせるために給水量を減らしていく必要があるんだと、急に3月31日にパタッと水栓を止めて広域水道だけの水道にするというのは非常に管路の関係から難しいんだということを聞いております。

そのフェイドアウトするための減量分というのを、このたびの補正予算には含まれているんでしょうか。

**○水道事業所次長（中川尚君）** 次長の中川でございます。

当初予算では送水量を570万 $\text{m}^3$ としておりましたが、7月の豪雨で光明池の頭首工が土砂崩れで埋まったことで送水停止やプランクトンの発生など様々な要因による原水の悪化により9月末までの計画水量が41万 $\text{m}^3$ 下回った為の補正であり、フェイドアウトさせるための補正ではございません。

**○13番（山敷恵君）** フェイドアウトする必要性はありますか。

**○水道事業所次長（中川尚君）** 次長の中川でございます。

現時点ではフェイドアウトする予定はございませんが、送水量も水質の状

態によりまして変わる可能性もありますので、現時点ではフェイドアウトはしません。

**○13番(山敷恵君)** しませんというか、するというふうに御説明をですね、企業団からではないのですけれども技術的にそのようにしていかなければならないんだ、というようなことを伺っているところなんです。

では、技術的なところで質問させていただくんですけど3月31日ですべての水をいきなり止めて、広域に切り替えるという理解でいいということなんですか。

**○水道事業所長議長(高藤易元君)** 所長の高藤でございます。

現時点でフェイドアウトを目的とした減量というのはしておりませんが、今後年度末に向かう中で3月31日に解散という形の中では、各市それぞれ、いろんな受水方法をしておりますので、それぞれの市に見合ったといいますか、なじむようなフェイドアウトの方法という形では、最終的にはやらなければいけないかなというふうには考えております。以上でございます。

(答弁調整を求める声あり)

**○議長(末下広幸君)** 暫時休憩します。

~~~~~

**○議長(末下広幸君)** 再開いたします、答弁をどうぞ。

**○水道事業所長議長(高藤易元君)** 所長の高藤でございます。

先ほどの答弁は少し認識不足であったんですけども、フェイドアウトというような形をとるような送水方法というのは想定しておりません。

以上でございます。

**○13番(山敷恵君)** ということは、私も水道が専門ではないのでわからないんですけども3月31日までは通常どおり送水をいただいて、4月1日から広域に切り替えるんだというようなことが可能なかどうかについては、私も判断ができないところでございますので専門の企業団のおっしゃることになるのかなと思うんですけども、事前に伺っているところはということではないというふうに聞いておりました。

何を心配して質問させていただいているかということ、もしそういうフェイドアウトが起きるのであれば、現在広域からは72円、泉北水道からは57.2円で供給をいただいているわけでございます。

これ14.8円の差があるわけでございます、これについてきっちりとしたプランの策定をしていただかなければ、今度は母市において、また補正予算が必要、要するに広域から高い水道を買っていかないといけないということ

になりますので、そのあたり企業団としてプランニングあるならば、お示しをいただいておりますかという趣旨で質問をさせていただきました。

私が以前伺った情報とは違う御答弁でしたので、これ以上これを申し上げても平行線かなとは思いますが、もしも万が一、技術的な理由でそのようなことが起こる際には、先ほど中村議員もおっしゃっていましたが、2月議会が最終の議会となりますので、そこでしっかりとした御説明がいただけるようにしていただきたいというふうに御要望を申し上げまして質問を終わります。

**○議長（末下広幸君）** 他にございませんか。

(なしの声あり)

**○議長（末下広幸君）** 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

(挙手するものなし)

**○議長（末下広幸君）** 討論なしと認め討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。日程第12議会議案第6号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長（末下広幸君）** 御異議なしと認め、日程第12議案第6号令和2年度泉北水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）の認定については、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、全ての議案審議が終了いたしました。

慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、辻企業長より挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

**○企業長（辻宏康君）** それでは閉会にあたりましてひとこと御挨拶を申し上げます。

本日は本定例会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、ただいまは、それぞれの議案につきまして慎重な御審議をいただき御可決御承認をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。

また皆様既に御承知のことと存じますが泉北水道企業団の解散に係る議案が3市の定例会に提案され、3市とも可決されました。

よって泉北水道企業団は今年度をもって、その役割を終えることになりま

す。半世紀以上にわたり 3 市の市民の生活用水の安定供給に御協力いただきました関係者の皆様方に心から感謝を申し上げます。

なお、解散に向けての諸課題の解決に関しましては 3 市変わらぬ共有体制のもと連携して取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、これから朝・夕の寒さも増してまいります。議員の皆様方におかれましてはどうか御自愛をいただきまして、ますますの御活躍と御健勝を心からお祈り申し上げます、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

**○議長（末下広幸君）** 辻企業長の挨拶が終わりました。

以上で令和 2 年泉北水道企業団議会第 2 回定例会を閉会いたします。

慎重御審議いただきまして、ありがとうございました。

閉

会

令和 2 年 11 月 2 日 午前 11 時 42 分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 末 下 広 幸

泉北水道企業団議会議員 森 博 英

泉北水道企業団議会議員 村 岡 均